

田原本町子育て世帯の家賃補助制度について

概要

町外に一年以上お住まいの子育て世帯が田原本町の民間賃貸住宅に入居する際、家賃の一部を補助します。

子育て世帯とは・・・

交付申請日において12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯。

補助対象世帯

- (1) 町に転入した日において民間賃貸住宅に居住している世帯であって、引き続き民間賃貸住宅に居住しているもの（町から転出した日1年後以内に再度転入した世帯を除く。）であること。
- (2) 世帯員全員（児童を除く）が税等を滞納していないこと。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は民間賃貸住宅の家賃に関する他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 家賃を滞納していないこと。
- (5) 世帯員全員が田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付の決定を受けていない世帯（前年度に当該民間賃貸住宅に係るこの要綱による補助金の交付の決定を受けている世帯を含む。）であること。

補助金の額

（補助期間は最大2年間）

- (1) 補助する期間は、最初の交付申請日の属する年度から起算して2年度間とし、最初の交付申請日の属する年度 1月当たり10,000円。
- (2) 前号に掲げる年度の翌年度 1月当たり5,000円。

お申込・お問い合わせ

田原本町観光・まちづくり推進課
(TEL: 0744-34-2085) へお申し込みください。

